

健康サポート薬局に係る研修実施機関実施要領

(目的)

第1条 この要領は、健康サポート薬局における要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修（以下「本研修」という。）を修了し、一定の実務経験を有する薬剤師の育成に資することを目的とする。

(運営の責任体制)

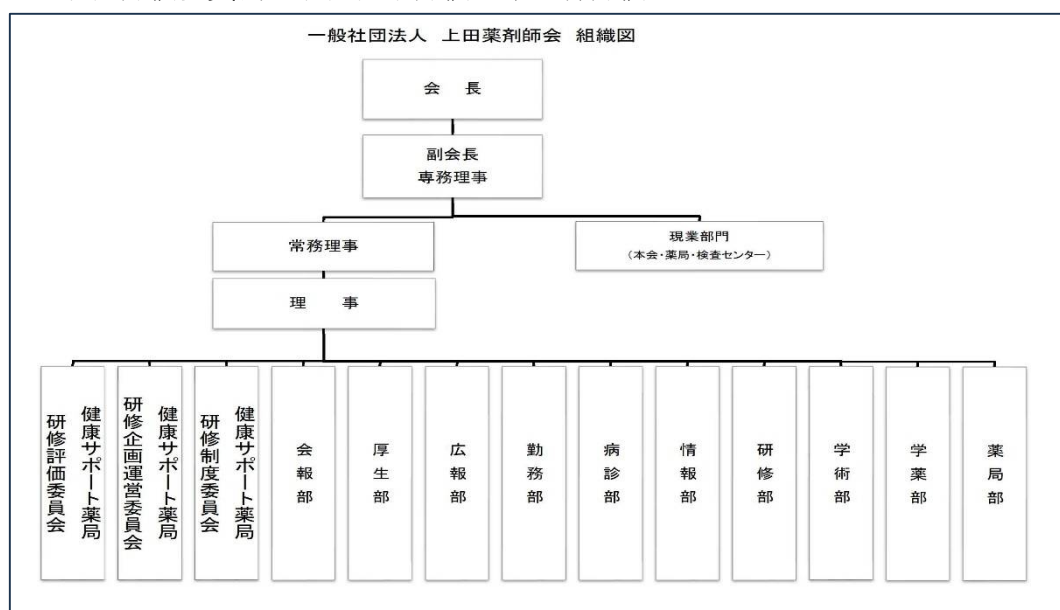
第2条 本研修の実施機関は、一般社団法人上田薬剤師会であり、本研修の運営責任者は、一般社団法人上田薬剤師会会長とする。運営については、一般社団法人上田薬剤師会健康サポート薬局研修制度規程に基づき、「研修制度委員会」「研修企画運営委員会」「研修評価委員会」の3つの委員会を設置し、適切な運営及び維持を図る。

各委員会の任務は以下のとおり、

研修制度委員会：研修に関する評価、研修制度に関わる決定

研修企画運営委員会：研修の企画運営

研修評価委員会：研修修了評価基準適合評価



(個人情報保護のための措置)

第3条 個人情報の取り扱いについては、一般社団法人上田薬剤師会（以下「本会」という。）制定の個人情報保護規程に準ずる。

本研修を受講するに当たり、受講者より受講者の特定および受講記録の個別管理を行うため以下の情報を収集する。なお、受講者との連絡手段はE-mailを基本とする。

- 1) 氏名
- 2) 生年月日
- 3) 性別
- 4) 住所
- 5) 電話・FAX 番号
- 6) メールアドレス
- 7) 卒業大学および卒業年度
- 8) 勤務先
- 9) 薬剤師免許取得年
- 10) 薬剤師実務経験期間

収集した個人情報は、第三者に提供又は開示を行わない。

(運営に関する広報)

第4条 本研修については、本会のホームページ (<http://www.uedayaku.org/>) 等で受講者を募集する。本研修内容の詳細に関しては実施の1か月前までにホームページに公開する。なお、本研修のホームページ等における公開内容については、健康サポート薬局に係る研修以外の認定制度等と誤認されないことがないよう、他の研修センターシールの交付は行わない旨の表記を行うとともに、本研修の広報に際しては必ず「健康サポート薬局に係る研修」又は「健康サポート薬局研修」と表示し、研修名には「健康サポート薬局」の文言を入れることとする。

(受講料)

第5条 受講料の額及び納付方法は、研修内容及び時間等を勘案し、以下の様に定める。

受講料 一講座 1500 円 (14 講座 21000 円)

尚、上田薬剤師会会員については、一講座 1000 円 (14 講座 14000 円) とする。

納付方法は、申し込み時に一括納入するものとする。

(企画決定機関)

第6条 研修企画運営委員会は、本研修の企画運営を行い、企画決定機関としての責務を負う。研修内容及び講師の選定に関しては、教育・学術関係者などに参画を求め、研修事業実施上の諸規定に基づいて決定する。

(研修の対象)

第7条 本研修の対象者は以下の三項目に該当するすべての薬剤師とする。ただし、以下の三項目に該当しない薬剤師、薬剤師会に所属しない薬剤師、修了証の発行を希望しない場合であっても研修への参加を妨げない。

- (1) 一般用医薬品や健康食品等の適切な使用に関する助言や健康の維持増進に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施できる者
- (2) 「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能について」(健康サポート薬局のありかたについて平成 27 年 9 月 24 日 健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会)に記載された かかりつけ薬剤師としての役割を果たせる者
- (3) 薬局において、薬剤師として 5 年以上の実務経験がある者

なお、本条の内容はホームページ等で受講生を募集する際には必ず記載するものとする。

(研修の事後評価体制、受講者の意見聴取)

第8条 研修修了後の受講者への意見聴取をアンケート調査にて行い、研修内容の事後評価として研修制度委員会にフィードバックを行い本研修内容の充実を図る。研修内容の事後評価は、研修終了後速やかに行う。

(研修実施)

第9条 本研修を実施するにあたり、以下のとおりで実施する。

- (1) 研修実施場所は、原則として上田薬剤師会会館大会議室（長野県上田市国分 994-1）とする。
- (2) 研修受講の履歴は、研修制度委員会において各研修項目受講時に名簿を作成し、研修者ごとの研修受講履歴を記録、保存する。
- (3) 研修企画運営委員会により定められた研修日数・時間で研修を実施する。テキスト・教材等は研修企画運営委員会の認定を受けたものを使用する。
- (4) 研修内容に関しては健康サポート薬局で働く薬剤師として必要な研修であるかを、また、講師に関しては、講師管理簿の提出を求め、実務経験、教育経験、社会活動等から研修講師として十分な専門的資質を有しているかを研修企画運営委員会で判断し決定する。

(研修実施形式)

第10条 本研修は、地域の医療及び社会において、健康サポート薬局業務を遂行するために必要不可欠な内容とする。研修実施形式は、次のとおりとする。

(1) 技能習得型研修

健康サポート薬局の基本理念、患者又は薬局利用者の訴えや状態に合わせた対応及び地域の実情に合わせた多職種連携を適切に実施できる能力の養成を目的とした研修。技能習得型研修は講義及び演習により行い、演習はグループ討議形式で実施し、到達評価は確認試験にて行う。

なお、感染症拡大防止などの理由により、参集できない場合は、Zoomにてオンライン研修会を開催する。演習はグループ討議形式で行い、到達評価は各グループに配置した評価担当者が到達度を評価する形式で行う。

研修項目および学ぶべき事項・達成目標・研修時間は以下の通り

①健康サポート薬局の基本理念（120分）

1. 健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等）
2. 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習
 - 1) 健康サポート薬局の社会的な位置付けを説明できる。
 - 2) 健康サポート薬局の社会的ニーズを的確に把握でき、健康サポート薬局及び薬剤師のあるべき姿に向けて努力することができる。

②薬局利用者の状態把握と対応（240分）

1. 健康サポート薬局の概要（理念、各種施策・制度、背景等）
2. 健康サポート薬局のあるべき姿に関する演習
 - 1) 薬局利用者との対話により収集した情報や 身体所見などに
基づき、薬局利用者の状態、 状況を把握することができる。
 - 2) 薬局利用者の相談内容から薬局利用者のニーズをくみ取り、
解決策を提案することができる。
 - 3) 薬局利用者の状態、状況に合わせた適切な対応（かかりつけ
医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習
慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、
実践できる。
 - 4) 相談対応後のフォローアップができる。

③地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応（180分）

1. 地域包括ケアシステムにおける当該地域の医療・保健・介護・福祉
の資源と役割の現状
2. 地域包括ケアシステムの中で健康サポー ト薬局としての役割を発揮
するための各職 種・機関との連携に関する演習
 - 1) 地域包括ケアシステムにおける当該地域の 医療・保健・
介護・福祉の資源と役割の現状 について、地域住民の目線で
わかりやすく説明できる。
 - 2) 薬局利用者から健康の保持・増進に関する相談等を受けた
際、適切な職種・機関へ紹介することができる。
 - 3) 地域包括ケアシステムの中で各職種・機関 と連携した対応を
行うことができる。

(2) 知識習得型研修

地域住民からの相談対応のために必要な、要指導医薬品及び一般用医薬品や健康食品等に関する知識、地域の医療・保健等のサービスに関する知識、地域住民の健康な生活を支援するために必要な知識等の習得を目的とした研修。知識習得型研修は講義又はyoutube配信により行い、到達評価は確認試験にて行う。

研修項目は以下の通り

①地域住民の健康維持・増進（120分）

1. 健康増進施策の概要（健康日本21、国民健康・栄養調査の概要等）
2. 健康診断の概要（がん検診、特定健康診 断を含む。）

3. 健康づくりの基準の概要

「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023」「健康づくりのための睡眠ガイド2023」「食生活指針」「食事バランスガイド」等）

- 1) 健康増進施策の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- 2) 健康診断の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
- 3) 健康診断の受診が必要な薬局利用者を発見した際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
- 4) 健康づくりの基準の概要について、住民の目線でわかりやすく説明できる。

② 薬事関係法規・要指導医薬品等概説（480分）

1. 薬局（地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局を含む。）、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定
2. 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等
3. 薬局利用者の個々の訴え別に、適切に情報を収集し状態、状況を把握するための知識（病態生理学、薬理学等）
4. 要指導医薬品等に関する情報収集の方法（PMDAメディアナビ等）
 - 1) 薬局、医薬品販売業及び医療機器販売業並びに医薬品等の取扱いに関する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規定について、住民の目線でわかりやすく説明でき、住民の理解を得ることができる。
 - 2) 要指導医薬品等の基本的な薬効群を中心とした代表的な製剤の成分、効能効果、副作用、用法用量、使用方法（お薬手帳の活用を含む。）等について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。
 - 3) 要指導医薬品等の重篤な副作用の早期発見や認められた場合の対応について、地域住民にわかりやすく説明できる。

- 4) 薬局利用者の状態に合わせた適切な対応（かかりつけ医や医療機関への受診勧奨、要指導医薬品等の推奨、生活習慣の改善のための助言、適切な対応先の紹介等）を判断し、実践できる。
- 5) 新しく販売された要指導医薬品等について、住民の目線でわかりやすく説明できる。

③健康食品、食品（120分）

1. 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度の概要
2. 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用
3. 健康食品の最新情報
4. 健康食品に関する適正使用と情報提供
5. 健康食品、食品の情報収集・評価の手法
 - 1) 特別用途食品及び保健機能食品並びに機能性表示食品制度について、説明できる。
 - 2) 健康食品による有害作用並びに食品及び健康食品と医薬品の相互作用について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 3) 健康食品の最新情報を含め健康食品に関する適正使用と情報提供について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 4) 健康食品、食品の情報収集・評価の手法について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。

④禁煙支援（120分）

1. 喫煙の健康影響（症状、疾患等）
2. 薬剤師が行う禁煙支援の方法
3. 禁煙の薬物治療
 - 1) 喫煙による健康影響（喫煙による症状、疾病への影響）や医薬品との相互作用を薬学的な観点から説明できる。
 - 2) 喫煙者に対し、禁煙へ向けた適切な対応（助言による禁煙誘導等）や禁煙支援（禁煙補助剤の適正使用等）を行うことができる。

⑤認知症対策（90分）

1. 認知症関連施策（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等）の概要及び薬剤師の役割

2. 認知症の早期発見・早期対応に関する薬 剤師の取組

3. 認知症の薬物治療

- 1) 認知症関連施策及び薬剤師の役割を説明で きる。
- 2) 認知症の疑いがある薬局利用者を発見した 際に、適切な対応（かかりつけ医や医療機関 への受診勧奨、適切な対応先の紹介）を判断し、実践できる。
- 3) 認知症の薬物治療について理解し、実践できる。

⑥感染対策（120分）

1. 標準予防策の概要
2. 季節ごとに流行する代表的な感染症の病 態、感染経路、予防方法
3. 流行している感染症情報収集方法
4. 代表的な予防接種の意義と方法
5. 代表的な消毒薬の使用法（用途、使用濃度及び調製時の注意点）
 - 1) 標準予防策を実践できる。
 - 2) 流行している代表的な感染症の病態、感染経路、予防方法につい て、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 3) 代表的な予防接種の意義と方法について、 住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 4) 代表的な消毒薬の使用法について、住民の目線でわかりやす く説明できる。

⑦衛生用品、介護用品等（60分）

1. 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法
2. 衛生材料・介護用品に関する情報収集の方法
3. 介護保険サービスにおける介護用品の提供方法
 - 1) 衛生材料・介護用品の製品知識、取扱い方法について熟知し、地域住民が適切に使用できるように提供・指導できる。
 - 2) ニーズの高い衛生材料・介護用品について、住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 3) 衛生材料・介護用品を必要とする薬局利用者に、適切な対応（衛生材料・介護用品の供給・提供、適切な行政サービス等の紹介）を判断し、実践できる。

⑧薬物乱用防止（60分）

1. 依存性のある主な薬物、化学物質（飲酒含む）の摂取による健康影響
2. 覚醒剤・大麻・あへん・指定薬物等の乱用防止に係る法律の規定
3. 薬物等の依存・乱用防止、過量服薬対策 や自殺防止における薬剤師の役割
4. 地域における精神・福祉・保健センターの役割
 - 1) 依存性のある薬物等やその規制について説明することができる
 - 2) 薬物乱用、医薬品の不適正使用のおそれ等の相談を受けた際に、適切な対応（地域の支援策や支援の仕組みの説明、適切な行政の支援事業等の対応先の紹介）を判断し、実践できる。

⑨公衆衛生（60分）

1. 日用品などに含まれる化学物質とその危険性の摂取による健康影響
2. 誤飲や誤食による中毒の対応
3. 学校薬剤師の位置づけと業務
4. 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法
 - 1) 日用品などに含まれる化学物質による健康 影響を薬学的な観点から説明できる。
 - 2) 日用品に含まれる化学物質の危険性から回避するための方法を住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 3) 誤飲や誤食による中毒に対して住民の目線 でわかりやすく助言できる。
 - 4) 学校薬剤師の役割と活動を説明できる。
 - 5) 食中毒の原因となる細菌・ウイルス、自然毒、原因物質、症状、対応方法について、住民の目線でわかりやすく説明できる。

⑩地域包括ケアシステムにおける先進的な取り組み事例（90分）

1. 地域包括ケアシステムの概要（理念、各種施策・制度、背景等）
2. 地域包括ケアシステムにおける先進的な 取組の現状
 - 1) 地域包括ケアシステム及び地域包括支援センターの役割を地域住民の目線でわかりやすく説明できる。
 - 2) 地域包括ケアシステムにおける当該先進的な取組について、地域住民の目線でわかりやすく説明できる。

⑪コミュニケーション力の向上（60分）

1. 来局者への対応、相談対応等の接遇

- 1) 薬や健康に関する気軽に安心できる相談相手として、相談者の気持ちを配慮した対応を行い薬局利用者や地域住民、他職種の人々と良好な信頼関係を築くため、専門職として適切なコミュニケーションがとれる。

（到達度評価）

第11条 本研修の修了にあたり、各項目に定める達成目標に到達していることを確認する研修修了確認試験を研修終了後実施する。

研修修了確認試験合否判定は、研修評価委員会にて行う。

技能習得型研修の達成評価は、各研修で使用されたケーススタディをもとにあらかじめ作成した試験問題を用い、研修項目に対し4つの観点（問題点の把握、グループ討議での気づき、薬剤師としての将来の展望、患者を中心にした結論）から評価する。それぞれの観点で、「到達目標を大幅に超えている」、「到達目標を超えている」、「到達目標を達成している」、「到達目標を達成していない」、の4段階で評価し、すべての観点で「到達目標を達成している」以上の評価が得られた受講者に対し研修の目標に到達したものと評価する。

なお、感染症拡大防止などの理由により、Zoomによるオンライン形式の研修会を開催する場合には、評価担当者が、4つの観点（問題点の把握、グループ討議での気づき、薬剤師としての将来の展望、患者を中心にした結論）から討議内容を評価する形式で行う。グループ討議については、6名程度を1グループとし、1グループにつき、2名の評価担当者を設ける。

なお、評価については、口頭試問による確認と、講座評価表（グループ別・個人別）による確認を実施する。

知識習得型研修の場合は、研修項目ごとに研修終了後、理解度を試験し、すべての研修項目で60点以上を取った受講者に対し、知識の習得の目的を達成したと評価する。

到達目標へ達成しない受講者がいた場合、受講者本人で資料の再履修を行い、レポートを提出。レポート提出並びに、これまでの研修履歴を合わせて研修評価委員へ諮問する。

（研修修了証の発行適否評価体制）

第12条 研修修了証の発行適否評価は研修評価委員会が行う。研修修了薬剤師に適格と判断された場合は、研修評価委員会において本研修受講者が以下のすべてに該当することを健康サポート薬局受講者個別管理簿にて確認を行い、研修修了証を研修受講者に交付する。研修修了証の授与は、研修修了認定月の翌々月中に行う。実務経験が5年未満の受講者には、「受講証明書」を発行する。（実務経験5年未満の受講者には研修修了証の発

行は行わない。研修修了証を取得するためには、実務経験が5年以上経過したのち、改めてすべての研修を受講する)

- (1) すべての技能習得型研修及び知識習得型研修を修了した者
- (2) 薬局において、薬剤師として5年以上の実務経験(週あたりの勤務時間数が20時間以上であった期間を通算)がある者

(研修修了証の有効期限、再履修の規定)

第13条 研修修了証は、発行から6年間に限り有効なものとする。なお、本会発行の修了証において有効期限の2年前から有効期限の間に本会が実施する研修を再履修・修了した場合には、研修修了証の有効期限を6年間延長できる。一度研修修了証(無効である研修修了証を除く。)を受けた薬剤師に対しては、「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」のみの受講で修了証を再発行できるが、この場合であっても、その他の研修内容についても再履修することが望ましい。

(研修修了証・受講証明書の記載事項)

第14条 本研修修了証・受講証明書においては、それぞれ以下を記載事項とする。なお、様式は別添①②の通りとする。

【修了証】

- (1) 本研修を修了した者の氏名・生年月日
- (2) 研修実施機関の名称
- (3) 研修修了証の発行日
- (4) 研修修了証の再発行の際は、最初の研修修了証の発行日及び再発行日
- (5) 研修修了証の有効期限

【受講証明書】

- (1) 本研修を修了した者の氏名・生年月日
- (2) 研修実施機関の名称
- (3) 研修受講年月日
- (4) 受講証明書の有効期限

(研修修了証の登録内容の変更)

第15条 研修修了証の登録内容に変更があった場合は、当該薬剤師は、変更内容を研修制度委員会に届け出なければならない。

(修了証の再交付)

第16条 次に掲げる事由が生じた場合は、研修修了証の再交付を行う。

- (1) 氏名の変更等、修了証の記載内容に変更が生じた場合(再交付発行料の納付は必要としない。)
- (2) 修了証の破損汚損又は紛失した場合(再交付発行料を納付する。)

(研修修了取消し条件)

第 17 条 本研修が研修要件を満たしていないことが判明した場合は、研修評価委員会が発行した研修修了証は過去に遡及してすべて無効とすることがある。

(研修修了取消し条件)

第 18 条 修了証交付後、次のいずれかに該当する場合、研修制度委員会にて審議を行い、修了証を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失した場合
- (2) 修了証取得に不正が判明した場合
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められた場合
- (4) 定められた期間内に、更新手続を行わなかった場合

尚、修了書を取消そうとする時には、予め当該者にその旨を通知し、求めがあった時は、その者の意見を聞く機会を設ける。

取消しは、研修評価委員会の審議決定を受け、本研修運営責任者が承認する。

(研修修了証の発行料)

第 19 条 研修修了証の発行料は、次のとおりとする。受講証明書については、発行料金は発生しない。

- | | |
|---------------|----------|
| (1) 新規発行料 | 10,000 円 |
| (2) 再履修・修了発行料 | 10,000 円 |
| (3) 再交付発行料 | 5,000 円 |

(記録の保存)

第 20 条 本研修において使用した情報および収集した情報は、本会事務局にて保管を行う。情報の記録は、脱着可能な外部記憶媒体を用い記録を行い、施錠可能な金庫にて保管を行う。保管責任者は本会事務局長とし、保管期間は 7 年間（認定期間＋1 年）とする。

(その他の事項)

第 21 条 本要項に定めのない事項については、研修制度委員会において、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 29 日から施行する。
この要領は、平成 28 年 9 月 23 日から施行する。
この要領は、令和 3 年 9 月 28 日から施行する。
この要領は、令和 5 年 9 月 28 日から施行する。
この要領は、令和 6 年 9 月 30 日から施行する。

研修修了証

○○ ○○様

生年月日○○○○年○月○日

あなたは健康サポート薬局における要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言、健康の維持増進に関する相談並びに適切な専門職種又は関係機関への紹介等に関する研修を修了しましたので
研修修了薬剤師として認めます

(地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応 長野県)

(研修修了証の有効期限 ○○○○年○月○日～○○○○年○月○日)

(初回発行日○○○○年○月○日)

一般社団法人 上田薬剤師会
会 長 飯島 康典

受講証明書

〇〇 〇〇 殿

一般社団法人上田薬剤師会健康サポート薬局研修

技能習得型研修 受講年月日	G-1 2023.4.16		G-2 2023.6.4		G-3 2023.5.29	
知識取得型研修 受講年月日	T-1 2023.6.27	T-2 2023.4.9	T-3 2023.4.6	T-4 2023.5.22	T-5 2023.6.27	T-6 2023.6.29
	T-7 2023.6.29	T-8 2023.6.27	T-9 2023.6.13	T-10 2023.6.29	T-11 2023.3.27	

貴殿は上記のとおり、一般社団法人上田薬剤師会健康サポート薬局研修
における全研修科目を受講したことを証明します。

この証明書は、健康サポート薬局研修修了証ではありませんので「健康サポート薬局」に
関連する申請提出書類としては使えません。
(受講証明書の有効期限 〇〇〇〇年〇月〇日～〇〇〇〇年〇月〇日)

20〇〇年〇月〇日

一般社団法人上田薬剤師会

会 長 飯島 康典